

出産・育児に関する主な制度一覧表

2022年10月1日現在

本人請求によらない制度の導入義務がある期間
本人請求による制度の導入義務がある期間
制度導入の努力義務がある期間
条件によって制度導入の義務又は努力義務が異なる期間

労働基準法（女性のみ）								育児介護休業法								給付・社会保険料免除など			
産前産後休業	育児時間	坑内業務の就業制限	危険有害業務の就業制限	軽易業務への転換	変形労働時間制の制限	時間外・休日労働の制限	深夜業の制限	出生時育児休業（産後パパ育休）	育児休業	子の看護休暇	所定外労働の制限	時間外労働の制限	深夜労働の制限	短時間勤務	始業時刻変更等の措置	給付金	社会保険料免除	社会保険料の特例措置	
妊娠																			妊娠
出産予定日の6週間前（※1）		義務	義務	義務	義務	義務	義務												出産予定日の6週間前（※1）
出産日	義務		義務		義務	義務	義務									出産手当金	産前産後休業中の社会保険料免除		出産日
出産日の8週間後	義務							義務（※2）											出産日の8週間後
1歳		義務	義務						義務							育児休業給付金		厚生年金標準報酬月額みなし措置	1歳
1歳6カ月									保育所に入園できない等の場合は義務 それ以外は努力義務		義務					育児休業給付金（保育所に入園できない等の場合）	育児休業中の社会保険料免除	厚生年金標準報酬月額みなし措置	1歳6カ月
2歳									義務		義務		義務					厚生年金標準報酬月額みなし措置	2歳
3歳									努力義務									厚生年金標準報酬月額みなし措置	3歳
小学校就学始期											努力義務							厚生年金標準報酬月額みなし措置	小学校就学始期

※1 多胎妊娠は14週間前
 ※2 男性又は養子を育てる女性が取得できる
 ※3 「始業時刻変更等の措置」は「①フレックスタイム制度」「②始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度（時差出勤の制度）」「③労働者の3歳に満たない子に係る保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与」

各制度の概要

産前産後休業	産前6週間（多胎妊娠は14週間）、産後8週間の休業を与えなければならない
育児時間	1日2回、各30分の育児時間を与えなければならない
坑内業務の就業制限	坑内業務に従事させてはならない
危険有害業務の就業制限	危険有害業務に従事させてはならない
軽易業務への転換	軽易業務に転換させなければならない
変形労働時間制の制限	1か月単位変形労働時間制、1年単位変形労働時間制、1週間単位非定期的変形労働時間制が適用されている場合でも1日8時間、週40時間を超過して労働させてはならない
時間外・休日労働の制限	時間外労働（1日8時間、週40時間超の労働）・休日労働（法定休日における労働）を行わせてはならない
深夜業の制限	深夜労働（22時～翌5時）を行わせてはならない

出生時育児休業	出産後8週間以内に最大4週間の休業を与えなければならない
育児休業	1歳まで（保育園に入所できない等は1歳6カ月又は2歳まで）に希望する期間の休業を与えなければならない
子の看護休暇	年5日（対象となる子が2人以上の場合は10日）の看護休暇を時間単位で与えなければならない
所定外労働の制限	所定外労働（定時を超える労働）を行わせてはならない
時間外労働の制限	時間外労働（1日8時間、週40時間超の労働）を月24時間、年150時間を超過して行わせてはならない
短時間勤務	所定労働時間を1日6時間以内に短縮しなければならない
始業時刻変更等の措置	①フレックスタイム制、②時差出勤、③保育施設の設置等の制度を導入しなければならない
出産手当金・育児休業給付金	産休期間中に出産手当金（健康保険）、育児休業期間中に育児休業給付金（雇用保険）の給付を受けられる
社会保険料免除	産休期間又は育児休業期間の社会保険料が免除される
厚生年金標準報酬月額みなし措置	時短勤務等で標準報酬月額が低下した期間について、将来の年金額が従前額で計算されるようになる